令和５年７月吉日

お取引先様各位

守屋木材株式会社

適格請求書等保存方式の弊社の対応について

拝啓　お取引先様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和５年 10 月１日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。適格請求書発行事業者登録をされているお取引先様及びこれから登録を予定されるお取引先様に、制度開始に伴う貴社へのご協力の依頼と、貴社との取引における弊社対応方針につきまして下記の通りお知らせ致しますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

① 適格請求書発行事業者登録を予定されており、登録がまだお済でない場合の早期登録へのご協力依頼

適格請求書等保存方式においては、税務署へ届出し登録された適格請求書発行事業者から受領する適格請求書の保存が、買い手にとっての仕入税額控除の要件となります。

貴社が現在未登録であり、適格請求書発行事業者となるためには、貴社の納税地を所轄する税務署への届け出が必要となります。未登録の場合はなるべく早期に登録いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、この依頼は現在未登録のお取引先様に対し登録手続きの強要をするものではございませんのでご了承ください。

② 修正インボイス発行のご協力依頼

貴社から受領した適格請求書は、弊社での追記・修正ができかねますので、記載要件の不備などがあった場合は、修正された適格請求書（修正インボイス）の発行を、弊社請求部署よりご依頼させていただきますので、円滑な発行手続きへのご協力をお願いいたします。

③ 指定請求書について

弊社指定請求書をご利用いただいておりますお取引先様につきましては、制度の開始に伴う様式変更を予定しております。指定請求書のフォーマットは弊社 HP よりダウンロードが可能ですが、新しい様式を改めてダウンロードしてご利用いただく必要がございますのでご注意ください。

※複写用紙の指定請求書を継続してご利用いただいているお取引先様につきまして

制度開始後は複写用紙の指定請求書の受付は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

以上